

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
建築物エネルギー消費性向上計画認定申請に対する審査に関する法(平成二十七年法律第五十三号)	法第二十九条第一項建築物エネルギー消費性向上計画認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性向上計画に消費性向上新築又は増築、改築若しくは修繕等する法(以下この項において「新築等」という。第七法第三十條)による建築物が一戸建ての住宅(住宅の用途の項に於いて「法」に於いて「法」という)に於いて、この項において(同じ)の場合に於いては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額	建築物エネルギー消費性向上計画認定申請に対する審査に関する法(平成二十七年法律第五十三号)	法第二十九条第一項建築物エネルギー消費性向上計画認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性向上計画に消費性向上新築又は増築、改築若しくは修繕等する法(以下この項において「改修等」という。第七法第三十條)による建築物が一戸建ての住宅(住宅の用途の項に於いて「建築等」という)に於いて、この項において(同じ)の場合に於いては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

合にあつては、当該建築物に係る認定を受けようとする住戸の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1―4 (略)

三) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で非住宅部分のみを認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1―6 (略)

四) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で建築物全体の認定を受けようとする場合にあっては、当該建築物の住宅部分(法第十一條第一項に規定する住宅部分をいう。

合にあつては、当該建築物に係る認定を受けようとする住戸の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1―4 (略)

三) 建築物エネルギー消費性能向上計画により建築等しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で非住宅部分のみを認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1―6 (略)

四) 建築物エネルギー消費性能向上計画により建築等しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で建築物全体の認定を受けようとする場合にあっては、当該建築物の住宅部分(法第十一條第一項に規定する住宅部分をいう。

	(略)
	(略)
<p>以下この項において同じ。 ()の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から10までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> <p>五 法第二十九条第三項各号に掲げる事項に記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、当該計画に係る建築物一棟ごとに一から四までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額</p>	<p>(略)</p> <p>法第三十一条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画変更の認定申請手数料</p> <p>法第三十一条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画変更の認定申請手数料</p>
	(略)
	(略)
<p>以下この項において同じ。 ()の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から10までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>(略)</p> <p>法第三十一条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画変更の認定申請手数料</p> <p>法第三十一条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画変更の認定申請手数料</p>

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 (第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	別表 (第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭)		金額		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭)		金額

(略)	(略)	(略)	²⁾ 認定を受けた建築物のエネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じた場合は、変更の事由が生じた建築物の一棟ごとに、一から四まで、区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

和四十年法律第五十七号以下この項において「法」といふ。	(略)	(略)	(略)
卸売市場法（昭和四十六年法律第二十五号以下この項において「法」といふ。）	法第十三条の規定による地方卸売市場の認定の申請に対する審査	地方卸売市場一五、〇〇〇円	(略)

（広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部改正）
 第三条 広島県河川区域内占用料等徴収条例（平成十一年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第三条関係）			別表第一（第三条関係）		
占用目的	区分	金額（年額）	占用目的	区分	金額（年額）
発電のたけもの以外の発電所	1 昭和四〇年次以降に発電（設備の点検のたけものにするものを除く。以下「理論水力」を同じ。）を開×（最大理論水力）を乗	1 昭和四〇年次以降に得た額に1.976円×一時を乗	発電のたけもの以外の発電所	1 昭和四〇年次以降に発電（設備の点検のたけものにするものを除く。以下「理論水力」を同じ。）を開×（最大理論水力）を乗	1 昭和四〇年次以降に得た額に1.976円×一時を乗
揚水式発電所	2 昭和四〇年九月三日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四〇年一月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した	2 昭和四〇年九月三日以前に得た額に1.976円×一時を乗	揚水式発電所	2 昭和四〇年九月三日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四〇年一月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した	2 昭和四〇年九月三日以前に得た額に1.976円×一時を乗

<p>に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。</p>	<p>二 電 所 一 に 掲 げ る 発 電 所 以 外 の 発 電 所</p> <p>○分の一〇八を乗じて得た額 1,976 円×常時理論水力+988 円 ×(最大理論水力-常時理論水力)</p>	<p>揚水式 三 一 昭 和 四 八 年 四 月 一 日 以 降 に 発 電 を 開 始 し た 発 電 所</p> <p>2 昭 和 四 八 年 三 月 三 十 一 日 以 降 に 発 電 を 開 始 し た 後 に 設 け る 増 設 を し た 発 電 所 (補 正 係 数 a)</p>	<p>に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。</p> <p>(一) 昭和四〇年九月三〇日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの三に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力に比べて五に揚り算出した額に満たないもの</p> <p>(二) 昭和四〇年一月一日から昭和四八年三月三十一日までの間に発電を開始した発電所以後の理論水力に比べてこの三に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力に比べて五に揚り算出した額に満たないもの</p> <p>に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。</p>
---------------------------------	---	---	--

<p>に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。</p>	<p>二 電 所 一 に 掲 げ る 発 電 所 以 外 の 発 電 所</p> <p>○分の一〇八を乗じて得た額 1,976 円×常時理論水力+988 円 ×(最大理論水力-常時理論水力)</p>	<p>揚水式 三 一 昭 和 四 八 年 四 月 一 日 以 降 に 発 電 を 開 始 し た 発 電 所</p> <p>2 昭 和 四 八 年 三 月 三 十 一 日 以 降 に 発 電 を 開 始 し た 後 に 設 け る 増 設 を し た 発 電 所 (補 正 係 数 a)</p>	<p>に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。</p> <p>(一) 昭和四〇年九月三〇日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの三に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力に比べて五に揚り算出した額に満たないもの</p> <p>(二) 昭和四〇年一月一日から昭和四八年三月三十一日までの間に発電を開始した発電所以後の理論水力に比べてこの三に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力に比べて五に揚り算出した額に満たないもの</p> <p>に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。</p>
---------------------------------	---	---	--

(略)	(略)	(略)	法第八十九条第一項 運転免許試験 の規定による運転免 手数料(大型自 動車第二種免許 又は普通自動車 第二種免許に係 る試験)	令第三十三 条の六の二第 三項に掲げる 理由のため法 第九十七条の 二第一項第三 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合 八〇〇円	二 法第九十七 条の二第一項 の規定の適用 を受ける場合 であつて一に 掲げる場合以 外の場合 一、九〇〇円 (略)	法第八十九条第一項 運転免許試験 の規定による運転免 手数料(小型特 殊自動車免許 又は原動機 付自転車免許 に係るもの)	三 (略)	一 法第九十七 条の二第一項 の規定の適用 を受ける場合 であつて一に 掲げる場合以 外の場合 一、九〇〇円 (略)	法第八十九条第一項 運転免許試験 の規定による運転免 手数料(小型特 殊自動車免許 又は原動機 付自転車免許 に係るもの)	四 (略)	五 法第九十七 条の二第一項 の規定の適用 を受けない場 合であつて四 に掲げる場合 以外の場合 二、六〇〇円 (略)	場合以外の場 合 一、九〇〇円
-----	-----	-----	--	---	--	--	-------	--	--	-------	---	-----------------------

(略)	(略)	(略)	法第八十九条第一項 運転免許試験 の規定による運転免 手数料(大型自 動車第二種免許 又は普通自動車 第二種免許に係 る試験)	二 (略)	一 法第九十七 条の二第一項 の規定の適用 を受ける場合 一、九〇〇円 (略)	法第八十九条第一項 運転免許試験 の規定による運転免 手数料(小型特 殊自動車免許 又は原動機 付自転車免許 に係るもの)	二 (略)	一 法第九十七 条の二第一項 の規定の適用 を受ける場合 一、九〇〇円 (略)	法第八十九条第一項 運転免許試験 の規定による運転免 手数料(小型特 殊自動車免許 又は原動機 付自転車免許 に係るもの)	三 (略)	四 法第九十七 条の二第一項 の規定の適用 を受けない場 合であつて三 に掲げる場合 以外の場合 二、六〇〇円 (略)	場合以外の場 合 一、九〇〇円
-----	-----	-----	--	-------	--	--	-------	--	--	-------	---	-----------------------

<p>法第九十二条第一項の規定による運転免許証の交付</p>	<p>免許証交付手数料(第一種運転免許又は第二種運転免許に係るもの)</p>	<p>令第三十三條の六の二第六号に掲げる理由に該当する場合であつて二以上の種類の免許に係るもの 一、七〇〇円</p> <p>二、令第三十三條の六の二第六号に掲げる理由に該当する場合であつて二以上の種類の免許に係るもの 一、七〇〇円と二〇〇円に法第九十二条第一項後段の規定により記載する他の種類の免許の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第九十二条第一項の規定による運転免許証の交付</p>	<p>免許証交付手数料</p>	<p>第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて一に掲げる場合以外の場合 二、〇五〇円</p> <p>二、第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて一に掲げる場合以外の場合 二、〇五〇円</p>
<p>三、一に掲げる場合以外の場合であつて一の種類の免許に係るもの 二、〇五〇円</p>	<p>四、二に掲げる場合以外の場合であつて二以上の種類の</p>	<p>三、一に掲げる場合以外の場合であつて一の種類の免許に係るもの 二、〇五〇円</p> <p>四、二に掲げる場合以外の場合であつて二以上の種類の</p>

<p>法第九十四条第二項の規定による運転免許の再交付（一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した運転免許証の再交付は、一の運転免許証の再交付とする。）</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>免許に係るもの 一、一五〇円 二、〇五〇円 三、一〇〇円 四、一五〇円</p>
<p>法第九十九条の二第（略）</p>	<p>技能検定員審査手数料（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許に係るもの）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第九十九条の二第（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第九十九条の二第（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第九十四条第二項の規定による運転免許の再交付（一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した運転免許証の再交付は、一の運転免許証の再交付とする。）</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>免許に係るもの 一、一五〇円 三、五〇〇円</p>
<p>法第九十九条の二第（略）</p>	<p>技能検定員審査手数料（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許に係るもの）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第九十九条の二第（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第九十九条の二第（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条の規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

三 第四条の規定 令和元年十二月一日

四 次項の措置 令和元年十二月二十一日

五 第二条の規定 令和二年六月二十一日

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の日前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第三条の規定に基づき行うことができる同法第一条の規定による改正後の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定による地方卸売市場の認定の申請に対する審査については、一件につき一万五千円（改正前の卸売市場法第五十五条の規定による地方卸売市場の開設の許可を受けている者の認定に係る審査にあつては、七千円）の手数料を徴収する。